

大川市交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

大川市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、道路管理者、警察などが連携して合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

引き続き小・中学校の通学路の安全確保に向けた取組を実施するため、「大川市通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

※「通学路の安全確保を図る」とは、通学路の道路整備及び安全指導等に係る対策を実施することです。

2. 大川市通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「大川市通学路安全推進会議」を設置する。

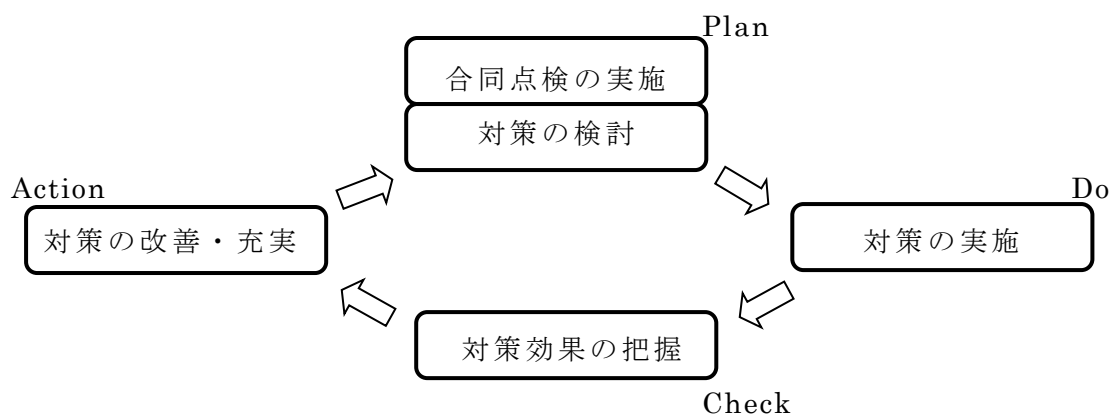
- ・国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所
- ・福岡県南筑後県土整備事務所
- ・福岡県筑後警察署
- ・大川市校長会代表者（小・中学校）
- ・大川市建設課
- ・大川市地域支援課
- ・大川市教育委員会学校教育課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、P D C Aサイクルにより、繰り返し見直しながら安全対策を行い、さらなる安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

- ・毎年度初めに、小・中学校が調査した通学路の危険箇所を報告してもらい、その結果を大川市教育委員会学校教育課で集約します。
- ・集約後、推進会議内で情報を共有し、合同点検が必要な場所を抽出します。
- ・学校区ごとに、推進会議構成機関、学校、保護者代表、行政区長等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

(7) 年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
・小中学校による通学路安全点検		・危険箇所集約 ・情報共有 ・合同点検箇所抽出		・合同点検実施 ・対策協議		・対策の実施

4. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、小・中学校が指定する通学路とします。ただし、特別に対策が必要な危険箇所については、推進会議で協議して対象とするか決定します。

5. 対策箇所等の公表

点検結果や対策内容については、推進会議で検討の上、対策一覧表等を作成し、公表します。

令和元年6月改定（平成27年10月）

大川市通学路安全推進会議